

2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策

(1) がん

がんについては、「第3期京都府がん対策推進計画（令和6年改訂）」として、令和6年3月に策定しています。この推進計画は本計画に付随するものであり、その内容は概ね次のとおりです。

【第3期京都府がん対策推進計画の概要】

1 計画の位置づけ

がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項の規定による「都道府県がん対策推進計画」であり、京都府がん対策推進条例（平成23年京都府条例第7号）第1条に掲げる「府、府民、市町村及びがん対策関係者が一体となり、がん対策を総合的に推進する」ことを実現するための行動計画です。

2 計画の基本方針

「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての府民とがんの克服を目指す」ことを全体目標とし、以下の4つの分野別施策を推進します。

- ① がん予防・がん検診の強化
- ② がん医療体制の整備・充実
- ③ がんとの共生社会の実現
- ④ これらを支える基盤の整備

3 主な施策

- ・がん予防・がん検診の強化
 - 【1次予防：がんのリスクの減少】
 - －食生活・身体活動・飲酒等生活習慣の改善
 - －たばこ対策
 - －感染に起因するがん対策（ウイルス、細菌など）
 - 【2次予防：がんの早期発見、がん検診】
 - －検診の受診率向上
 - －精度管理・検診従事者の資質向上
- ・がん医療体制の整備・充実
 - －手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の推進
 - －緩和ケア・支持療法の推進
 - －在宅医療の充実
 - －連携体制の強化
 - －小児がん及びAYA世代のがん対策
 - －がんゲノム医療の普及
 - －その他治療機能の充実
 - －新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

- ・ がんとの共生社会の実現
 - － 相談支援体制、情報提供体制の充実
 - － 就労支援の強化
 - － 社会的な問題への対応の充実
 - － 小児・AYA世代、高齢者に対する支援の強化
 - － アピアランスケアについて
 - － がん診断後の自殺対策について
- ・ これらを支える基盤の整備
 - － 人材育成の強化
 - － がん教育・がんの正しい知識の普及啓発の推進
 - － がん登録の推進
 - － 患者・府民参画の推進
 - － デジタル化の推進
 - － 感染症発生・まん延時や災害時を見据えた対策